

平成23年6月16日

内閣総理大臣 菅 直人 殿
文部科学大臣 高木義明 殿
厚生労働大臣 細川律夫 殿

特別区長会
会長 西 川 太 一 郎

**福島県以外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値
の早期設定等を求める緊急要望**

東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、都内においても大気等から放射性物質が検出されています

都内においては、東京都が大気中の放射線量、水道水や降下物（塵や雨）等に関する放射線等の調査を実施・公表しており、特別区においても、区民生活の安全・安心の観点から、適切な情報の提供や必要な対策に努めているところですが、放射線量の安全基準が明確でないため、児童・生徒の保護者等からは、放射能の影響を懸念する声が数多く寄せられています。

国は福島県内の学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の利用判断における暫定的考え方や児童・生徒等が学校・幼稚園・保育所等において受ける線量低減に向けた当面の対応を示すにとどまっており、いまだに福島県外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準等については示していません。

については、次代を担う子供たちが安心して生活できるよう、下記について強く要望するものです。

記

- 1 学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値を早急に策定し、公表すること。
- 2 安全基準値を超えた場合の対応策を示すとともに、その対策等に要した費用については、国が全額負担すること。